

古紙配合率問題検討委員会の設置について

平成 20 年 1 月 21 日
日本製紙連合会

1. 特別委員会の設置

複数の会員会社が年賀はがきを含む紙製品の古紙配合率に関し、法律や契約で求められた基準を下回る製品を提供していたという問題に対し、生産、販売、情報提供、コンプライアンス体制等企業活動全般に関してその信頼性を回復する方策を検討するための特別委員会を設けることとする。

なお、再生紙の定義がわかりにくいとの指摘があるため、定義を含めてわかりやすい適切な表示についても検討することとする。

2. 委員会の構成

①参加会員会社

参加を希望する会員会社。

②構成委員

上記趣旨に則り会社を代表して検討可能な者。

3. 検討スケジュール等

可能な限り早期に第一回を開催し、短期間で検討するもの、中・長期的に検討するものに整理し、必要に応じ小委員会を設けるなど、スピーディーかつ効率的に結論を得るものとする。